

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長が、平成30年12月27日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成3年4月1日、A会社に雇用され、渉外活動等に従事していた。
- 2 請求人は、B所在のC支店に在職中の平成13年9月26日、業務中の交通事故（以下「本件事故」という。）により負傷し、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責」という。）を使用して療養した結果、自賠責上は、平成15年3月29日、治癒となった。請求人は、その後も療養を継続し、療養補償給付の請求をしたが、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）はこれを支給しない旨の処分をしたため、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）への審査請求を経て再審査請求に及んだが、当審査会は平成20年6月30日付けでこれを棄却した（平成18年労第505号）。
- 3 その後、請求人は、D医療機関心療内科で「交通事故後神経症、混合性不安抑うつ障害」と診断され、平成27年3月4日から平成29年12月5日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分をしたため、審査官への審査請求を経て再審査請求に及んだが、当審査会は令和2年4月24日付けでこれを棄却した（平成31年労第12号。以下「前回裁決」という。）。
- 4 本件は、請求人が、E医療機関で「交通事故後神経症」（以下「本件傷病」という。）と診断され、平成28年1月22日から平成30年5月31日までの間の療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、これを不服として本件処分の取消しを求める

事案である。

- 5 請求人は、審査官に対し審査請求したところ、審査官が令和元年8月30日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

#### 1 請求人

(略)

#### 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

#### 1 当審査会の事実認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

- (1) F医師作成の平成30年10月22日付け意見書によると、請求人は同医療機関のデイケアを利用中で、処方はD医療機関心療内科が行い、併診の形となっている旨記載されており、また、請求人も、令和元年6月14日付け聴取書において、D医療機関からの紹介でE医療機関では自立支援のためのデイケアを受けている旨述べていることが認められる。

そうすると、請求人がD医療機関心療内科を受診した分の前回裁決において、当審査会は既に棄却の判断を示しているところであり、請求人の主張を裏付ける新たな証拠等の提出もないから、請求人が併診としてE医療機関に受診した分の本件再審査請求においても前回裁決と異なる判断を行う事情はなく、本件傷病についても業務上の事由によるものということとはできない。

- (2) なお、請求人は、障害が悪化し、障害厚生年金が3級から2級になったことから労災保険も認められるべきであると主張するが、労災保険と厚生年金保険は別の制度であって、必ずしも労災保険において厚生年金保険の取扱いに準拠する必要もないから、請求人の主張は採用できない。

### 3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年7月31日